

別記様式第4号

林振第 671号
雲鳥対協第 32号
令和5年9月20日

島根県知事 丸山 達也 殿

雲南市長 石 飛 厚 志

雲南市木次町里方521番地1
雲南市鳥獣被害対策協議会
会長 石 飛 厚 志
(農林振興部林業振興課)

令和4年度鳥獣被害防止総合対策交付金（鳥獣被害防止総合支援事業、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業）に関する改善計画について

令和4年度において鳥獣被害防止総合対策交付金で実施した事業について、当初事業実施計画の目的の達成が図られるよう、下記の改善計画を実施することとするので、報告します。

記

1 事業の導入及び取組の経過

集落と山の境界付近で、イノシシ、タヌキ、サル等により水稻や野菜類の被害が多発していたことから、緊急捕獲活動支援事業を活用し山中や田畑の周辺において駆除班が有害捕獲を行った。また、地域住民による追い払いを実施しつつ、田畑や集落を囲うように侵入防止柵を設置した。

2 当初事業実施計画の目標が未達成である原因及び問題点

基準年以降、捕獲頭数が前年を下回る年は、被害金額の成果が伸びない傾向がある。令和3年は、令和3年7月豪雨の影響により捕獲活動を休止せざるを得ない地区があり、復旧工事未着手の山林、道路河川や農地を通じて鳥獣が侵入している事例もある。本事業によりワイヤーメッシュを設置している農地については、被害報告がなく一定の効果が発現している。しかし、市内全体での被害を食い止めるには至らず、まだ多くの被害が発生してい

る。

3 実績及び改善計画

(様式) 被害防止計画の達成状況に係る部分

区分	指標	対象鳥獣	被害防止計画の達成状況					達成率 (%)	備考
			目標 (令和4年)	基準年度 の実績 (平成30年)	1年目 (令和2年)	2年目 (令和3年)	3年目 (令和4年)		
被害防止 計画(被害の軽減 目標)	被害金額 (万円)	イノシシ、サル、シカ、タヌキ、ヌートリア、カラスほか	757	1,081	997.3	1,281	1,368	-89	R5~R7 R7目標 900
	被害面積 (ha)		22	31	27	32	35.3	-48	R5~R7 R7目標 24.6

- (注) 1 指標は、被害防止計画と整合をとること。
 2 被害防止計画の達成状況のうち、「目標」、「基準年度の実績」は被害防止計画から転記し、それ以外は被害防止計画に基づく取組実績を記載すること。
 3 指標ごとの合計も記載すること。
 4 被害防止計画を見直し、目標の変更を行った場合は、備考欄に新たな目標を記載すること。

(様式) 施設の利用計画に係る部分(整備事業を実施した場合に記載)

区分	指標	事業実施後の状況					改善計画			
		目標 (令和4年)	計画 策定時 (平成30年)	1年目 (令和2年)	2年目 (令和3年)	3年目 (令和4年)	改善計 画策定 (令和5年)	1年目 (令和5年)	2年目 (令和6年)	3年目 (令和7年)
	利用量 (km、ha等)	WM 18 km 市補助 105 km	WM 0 km	WM 5.1 km 市補助 45 km	WM 3.6 km 市補助 42 km	WM 5.4 km 市補助 42 km	WM 12 km 市補助 120 km	WM 4 km 市補助 40 km	WM 4 km 市補助 40 km	WM 4 km 市補助 40 km
	利用率 (%)	100%	0%	41%	78%	116%	100%	33%	66%	100%

収支差 (千円)									
収支率 (%)									
累積 赤字 (千円)									

- (注) 1 利用率は、当該年度の数字を目標年度の数字で除して求める。
2 収支率は、収入／支出×100 とする
3 目標年が4年以上の取組等、必要に応じて、適宜欄を追加して記入すること。
4 協議会の構成員が申請する場合は、参画協議会名も記載すること。
5 区分の欄は、鳥獣被害防止施設、食肉利用等施設、捕獲技術高度化施設等と記載すること。

4 改善方策

防護柵設置の推進、有害駆除の捕獲体制の充実を図ることで防除と駆除の両面から有害鳥獣に対応していく。近年は被害が通年で発生していることから、近隣自治体と連携し、通年で捕獲を行うなどの広域的な取組を検討する。

防護柵は、設置後の維持管理によって、侵入防止効果が変化するものであるため、引き続き、維持管理の体制を整えるように周知するとともに、防護柵を設置する箇所は、維持管理がしやすい箇所に設置するなどの指導することが必要である。

5 改善計画を実施するための推進体制

個体群管理

【捕獲体制の整備】

駆除班員数は増加傾向にあるが、全体的に班員の高齢化が進んでいる。生業を抱えながら駆除活動を行う班員が多く、即時に被害対応できない場合がある。狩猟免許取得にかかる経費の一部を助成し、班員の確保の促進にあわせ、捕獲技術や捕獲に対する動機付けの向上を図る。

侵入防止対策

【侵入防止柵の設置・管理】

防護柵設置後の適正な管理が不十分で被害が拡大している箇所もある。農地以外の被害に対する対策が課題になっている。

非農家も含めた集落ぐるみの対策の意識を高めるため、地域住民を対象に研修会を開催し、有効な被害防止策に関する知識の習得や啓発を行う。

市が行う防護柵設置補助事業について、対象資材や要件を拡大し、被害防止に効果的かつ効率的な補助事業を実施する。

生息環境管理

【緩衝帯の設置】

緩衝帯を整備したあと、継続して維持・管理することに課題がある。

集落ぐるみの対策としての意識を高めるよう継続的な知識の普及等支援を行う。

【追上げ・追払い活動】

集落住民の減少や高齢化により地域ぐるみの追払い活動が困難になりつつある。地域住民向けの研修会を開催し、地域における鳥獣被害対策の中心的な役割を担う指導者を養成する

【放任果樹の除去】

空き家や耕作放棄地にある放任果樹の管理に課題がある。地域住民向けの研修会を開催し、地域における鳥獣被害対策の中心的な役割を担う指導者を養成する。地域の課題としての認識を持っていただき地域ぐるみの対策として取り組んで頂くよう啓発を進める。

【被害防止技術・知識等の普及】

ジビエの利活用の推進を図り、既存の食肉加工施設のへの搬入の推進。食肉利用等の販路拡大を図り駆除個体の有効利用を推進する。

受け入れ個体の残渣や未利用部位の利活用に向けた新商品の開発を支援する。